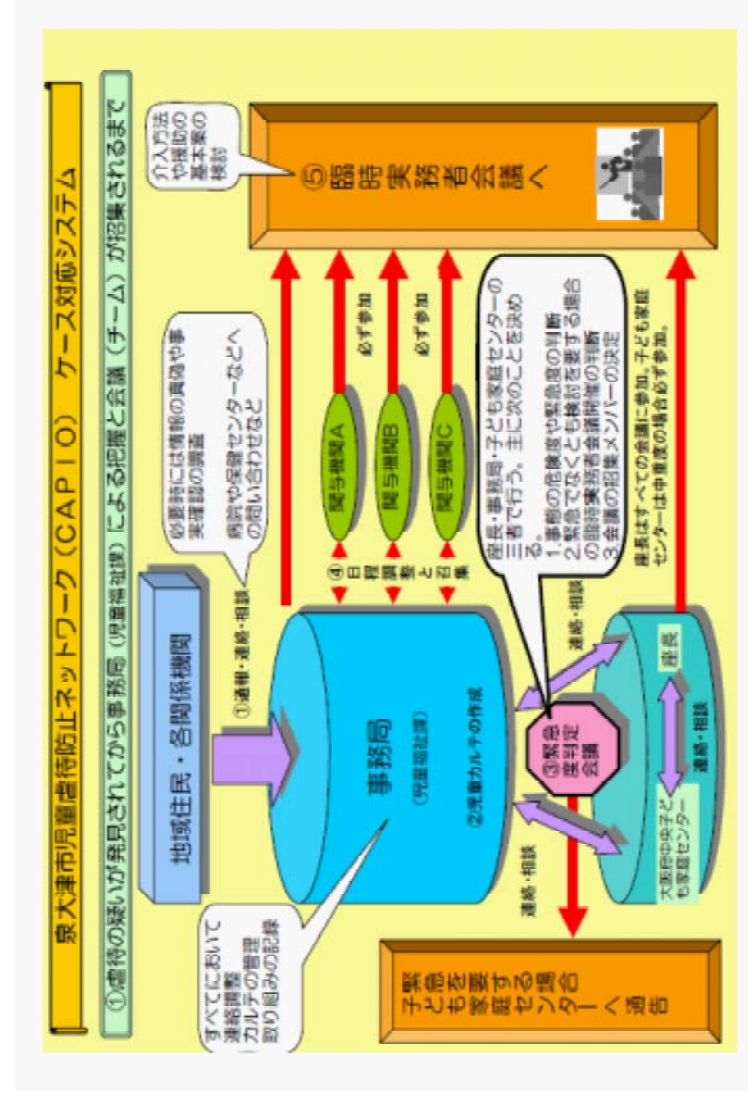


改正後

(削除)

現行



改正後

現行

(削除)

## 泉大津市児童虐待防止ネットワーク設置要綱

【愛称：CAPIO】

### (趣旨)

近年の都市化、核家族化の進展等、社会環境が大きく変化するなかで、子ども、また子育てに関する様々な問題が発生し、とりわけ児童虐待に関する問題は年々増加の一途をたどり、深刻な社会問題となっている。

児童虐待は、子どもの心に深刻な影響を与えるばかりでなく、時として尊い命が親の虐待によって奪われるという痛ましい事件も発生しており、児童虐待を早期に発見し、早期に対応するためこの要綱を制定する。

### (設置)

第1条 泉大津市内の保健、福祉、医療をはじめ教育、警察等の関係機関が、児童虐待の予防、早期発見から児童とその家族への援助に至るまで、有機的な連携に基づいた援助方策、援助のシステムを検討する泉大津市児童虐待防止ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）を設置する。

### (活動内容)

第2条 ネットワークは、次に掲げる事項を活動内容とする。

- ① 被虐待児童の発見からサポートに至るシステムの構築及び実践
- ② 被虐待児童の実態把握
- ③ 児童虐待についての地域社会への啓発活動
- ④ 児童虐待についての情報交換及び研修活動
- ⑤ 上記を推進するための、幅広い関係機関・団体との連携
- ⑥ 前各号に掲げる活動のほか、児童虐待の解決に必要と認めること。

### (構成)

第3条 ネットワークは、次に掲げる機関等で構成する。

- (1) 大阪府中央子ども家庭センター
- (2) 大阪府和泉保健所
- (3) 泉大津市健康福祉部児童福祉課（家庭児童相談室、保育所）
- (4) 泉大津市健康福祉部健康推進課（保健センター）
- (5) 泉大津市健康福祉部生活福祉課
- (6) 泉大津市教育委員会（指導課、幼稚園、小学校、中学校）
- (7) 泉大津市立病院（小児科部、産婦人科部）
- (8) 泉大津市消防本部